松江市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

松江市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年松江市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章　略 第4章　乳児等のための支援給付(第18条の2―第18条の5) 第5章　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等(第19条―第25条) 第6章　雑則(第26条) 附則 第4章　乳児等のための支援給付 (乳児等支援給付認定の申請) 第18条の2　法第30条の15第1項の規定により乳児等支援給付認定を受けようとする支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書(様式第11号の2)により市長に申請しなければならない。 (乳児等支援支給認定証) 第18条の3　市長は、法第30条の15第3項の規定により乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)(様式第11号の	目次 第1章～第3章　略 第4章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等(第19条―第25条) 第5章　雑則(第26条)

3)を交付するものとする。 (乳児等支援給付認定の変更の届出) 第18条の4　法第30条の17第1項の規定による認定証の記載事項の変更及び府令第28条の26の規定による届出事項の変更をしようとする乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書(様式第11号の4)により市長に届け出なければならない。	
第5章　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等 (特定教育・保育施設等の確認の変更に係る申請等) 第20条　法第32条第1項又は第44条の規定による特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認の変更に係る申請は、特定教育・保育施設等確認変更申請書(様式第14号)により行うものとする。 2　法第35条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による特定教育・保育施設等の名称等の変更に係る届出は、特定教育・保育施設等名称等変更届出書(様式第15号)により行うものとする。 (特定教育・保育施設等の確認の通知等) 第21条　市長は、法第31条第1項若しくは第43条第1項又は第32条第1項若しくは第44条の規定による特定教育・保育施設等の確認又は確認の変更をしたと	第4章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等 (特定教育・保育施設等の確認の変更に係る申請等) 第20条　法第32条第1項又は第44条第1項の規定による特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認の変更に係る申請は、特定教育・保育施設等確認変更申請書(様式第14号)により行うものとする。 2　法第35条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による特定教育・保育施設等の名称等の変更に係る届出は、特定教育・保育施設等名称等変更届(様式第15号)により行うものとする。 (特定教育・保育施設等の確認の通知等) 第21条　市長は、法第31条第1項若しくは第43条第1項又は第32条第1項若しくは第44条第1項の規定による特定教育・保育施設等の確認又は確認の変更をしたと

きは、特定教育・保育施設等確認(変更)通知書(様式第16号)を申請者に交付するものとする。 (特定乳児等通園支援事業者の確認の申請) 第22条の2　法第54条の2第2項の規定による申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書(様式第17号の2)により行うものとする。 (特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請等) 第22条の3　法第54条の3において準用する法第44条の規定による申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(様式第17号の3)により行うものとする。 2　法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者名称等変更届出書(様式第17号の4)により行うものとする。 3　法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(様式第17号の5)により行うものとする。 (特定乳児等通園支援事業者の確認の通知等) 第22条の4　市長は、法第54条の2第2項の確認又は法第54条の3において準用する法第44条の確認の変更をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認(変更)通知書(様式第17号の6)を申請者に交付するものとする。 (特定乳児等通園支援事業者の確認の辞	きは、特定教育・保育施設等確認(変更)通知書(様式第16号)を申請者に交付するものとする。

退） 第22条の5　法第54条の3において準用する法第48条の規定による確認の辞退は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第17号の7）により行うものとする。 （特定乳児等通園支援事業者の確認の取消し等の通知） 第22条の6　市長は、法第54条の3において準用する同法第52条の規定による確認の取消し又は停止をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書（様式第17号の8）により通知するものとする。 様式第11号の2　別紙のとおり 様式第11号の3　別紙のとおり 様式第11号の4　別紙のとおり 様式第17号の2　別紙のとおり 様式第17号の3　別紙のとおり 様式第17号の4　別紙のとおり 様式第17号の5　別紙のとおり 様式第17号の6　別紙のとおり 様式第17号の7　別紙のとおり 様式第17号の8　別紙のとおり	

〈改正後〉

様式第11号の2(第18条の2関係)

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書

(あて先)松江市長

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	□ 松江市が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。
	□ 松江市が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	□ 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	本年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	前年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	電話番号		メールアドレス					
負担軽減の申請	□有 □無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び松江市が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。						
転入前の市町村での利用の有無	□有 □無							
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	□有 □無							

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	□有 □無						
	フリガナ		生年月日		児童との続柄			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒					
	電話番号		メールアドレス					

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数							
	1	フリガナ		生年月日		性別		
		氏名						
		現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄		
		障害等の有無	□有 □無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他			
		その他配慮すべき事項の有無	□有 □無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり ／ □添付無し □その他(具体的に記載:　　)			
	2	フリガナ		生年月日		性別		
		氏名						
		現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄		
		障害等の有無	□有 □無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他			
		その他配慮すべき事項の有無	□有 □無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり ／ □添付無し □その他(具体的に記載:　　)			
	3	フリガナ		生年月日		性別		
		氏名						
		現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄		
		障害等の有無	□有 □無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他			
		その他配慮すべき事項の有無	□有 □無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり ／ □添付無し □その他(具体的に記載:　　)			

〈改正後〉

様式第11号の3（第18条の3関係）

指令　第　　号
年　　月　　日

様

松江市長　　氏　　名　　印

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年　　月　　日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年　　月　　日
認定の有効期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年　　月　　日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年　　月　　日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

〈改正後〉

様式第11号の4（第18条の4関係）

年　　月　　日

（あて先）松江市長

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年　　月　　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名			

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	□　氏　　□　住所　　□　電話番号　　□　その他

変更内容	□　変更前の氏　　（　　） □　変更前の住所　　（　　） □　変更前の電話番号（　　） □　その他変更事項　（　　）

変更理由	□　婚姻　　□　引越し　　□　その他　（　　）

〈改正後〉

様式第17号の2（第22条の2関係）

年　　月　　日

（あて先）松江市長

所　在　地
申請者　名　　称
代表者氏名
（法人以外にあっては住所及び氏名）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>フリガナ
事業所の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業区分</td><td colspan="5">□　一般型乳児等通園支援事業
□　余裕活用型乳児等通園支援事業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業所の所在地・連絡先</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>（ビルの名称等）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">設置者・事業者の主たる事業所の所在地</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>（ビルの名称等）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置者・事業者の代表者</td><td>フリガナ
氏名</td><td colspan="2"></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>事業の開始予定年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
</table>

〈改正後〉

様式第17号の3（第22条の3関係）

年　　月　　日

（あて先）松江市長

所　在　地
申請者　名　　称
代表者氏名
（法人以外にあっては住所及び氏名）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>フ　リ　ガ　ナ
事業所の名称</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業所の所在地・連絡先</td><td colspan="8">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>（ビルの名称等）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>電　話　番　号</td><td colspan="3"></td><td>ＦＡＸ番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>確認年月日</td><td colspan="8">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">変更前の利用定員　（人）</td><td colspan="5">変更後（増加）の利用定員　（人）</td></tr>
<tr><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>合計</td><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>利用定員を増加しようとする理由</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

添付書類

⑴　建物の構造概要及び各階平面図（各室用途・面積を明示したもの）並びに設備の概要
⑵　従業者の勤務の体制及び勤務形態
⑶　その他（参考となる資料）

〈改正後〉

様式第17号の4（第22条の3関係）

特定乳児等通園支援事業者名称等変更届出書

年　　月　　日

（あて先）松江市長

所　在　地
届出者　名　　称
代表者氏名
（法人以外にあっては住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1　事業所の名称等

事　業　所　の　名　称	
事　業　所　の　所　在　地	（郵便番号　　－　　）
	電　話　番　号：
	メールアドレス：

2　変更事項

該当するものに〇をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所

	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの） 並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3　変更内容

変更内容	
変更年月日	年　　月　　日
変　更　前	
変　更　後	
変更の理由	

4　添付書類

〈改正後〉

様式第17号の5（第22条の3関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

年　　月　　日

（あて先）松江市長

所　在　地
届出者　名　　称
代表者氏名
（法人以外にあっては住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、届け出ます。

1　事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	（郵便番号　　－　　）
	電話番号：
	メールアドレス：

2　利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員　（人）				変更後（減少）の利用定員　（人）			
		（参考）				（参考）	
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳

現に利用している小学校就学前子どもに対する措置	
利用定員を減少しようとする年月日	
利用定員を減少しようとする理由	

3　添付書類

〈改正後〉

様式第17号の6（第22条の4関係）

指令　第　　号

年　月　日

様

松江市長　氏　名　印

特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書

年　月　日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認（変更）については、次のとおり確認しましたので通知します。

<table>
<tr><td>事業所の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事業区分</td><td colspan="4">□　一般型乳児等通園支援事業　□　余裕活用型乳児等通園支援事業</td></tr>
<tr><td>事業所の所在地</td><td colspan="4">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>確認年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td>設置者・事業者の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>０歳</td><td>１歳</td><td>２歳</td><td>合計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

教示

1　本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

2　本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

〈改正後〉

様式第 17 号の 7（第 22 条の 5 関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年　　月　　日

（あて先）松江市長

所　在　地
届出者　名　　称
代表者氏名
（法人以外にあっては住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	（郵便番号　　－　　）
	電話番号：
	メールアドレス：
理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
辞退する予定年月日	年　　月　　日

〈改正後〉

様式第17号の8（第22条の6関係）

指令　第　　号

年　月　日

様

松江市長　　氏　　名　　印

特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書

次の特定乳児等通園支援事業者の確認について、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条の規定により、次のとおり　取消し　・　停止　したので通知します。

事業所の名称		
事業区分		□　一般型乳児等通園支援事業　□　余裕活用型乳児等通園支援事業
事業所の所在地		（郵便番号　　－　　）
確認年月日		年　月　日
設置者・事業者の名称		
取消（停止）理由		
取消	年月日	年　月　日
停止	内容	
	期間	年　月　日～　年　月　日

教示

1　本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

2　本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書(上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。